

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キリバス	ニッポレン・コースウエイ改修計画のための贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	ニッポレン・コースウエイ改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,805,000千円 H34.12.31まで	H28.7.11 タラワで (同日)	日本側 花谷卓治在キリバス大使 キリバス側 ターネス・マーマウ大統領兼外務・移民大臣	H28.7.21 298号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。